## 第30回沖縄県新型コロナウイルス感染症対策本部会議

日 時: 令和2年6月17日(水)10:00~

場 所: 県庁6階 第1・第2特別会議室

次 第

1 開 会

## 2 議 題

- (1) 次なる波に備えた都道府県等のためのチェックリストによる県の対応 について
- (2) 旅行者の安全・安心アクションプランにおける沖縄県の役割について
- (3) 6都道県に対する渡航自粛の解除について
- (4) 新型コロナウイルス感染症にかかる沖縄県主催イベント等実施ガイドラインの見直しについて

## 3 報告事項

- (1) 沖縄県新型コロナウイルス感染症等対策に関する条例(仮称)について
- (2) 感染経路調査の実施状況について
- 4 閉 会

## 新型コロナウイルス感染症に係る沖縄県主催イベント等実施ガイドライン

#### 1 目的

このガイドラインは、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえたイベント等の実施に関して、イベント主催者等において、参加者に対して感染症予防を持続的に行うための「新しい生活様式」の 徹底により一人一人が対策を行うことを促し、人の集まる空間に病原体が持ち込まれることを最小限にするとともに、もし持ち込まれたとしても集団内で二次感染が起きるリスクを最小限とすることを目的とする。

#### 2 適用期間

令和2年5月21日から適用する。

※県内での新型コロナウイルス感染の広がりや、新型コロナウイルスに関する国の指針等を 踏まえ、段階的に、本ガイドラインの見直しを行うものとする。

#### 3 用語の定義

イベント等	クラスターが発生する恐れがある催物や「三つの密」のある集まり。
イベント主催者	イベントを企画し、開催する者。本ガイドライン上では県を示す。
運営者	実際に会場でイベントの進行、管理等を行う者。本ガイドライン上では県、受託者又は施設管理者を示す。

#### 4 対象

県主催(共催も含む)の会議、セミナー、講演会、等

#### 5 開催可否判断の目安

「移行期間における都道府県の対応について(令和2年5月25日事務連絡:内閣官房新型コロナウイルス感染症対策室長)」に準拠し、6月19日、7月10日から、それぞれ段階的に緩和し、以下の基準を開催可否判断の目安とする。

	TATES - IMPORTANT OF THE PERSON OF THE PERSO					
5月21日	屋内イベント	100人以下、又は収容定員の半分程度以内の参加人数にすること				
6月18日	屋外イベント	200人以下、又は人と人との距離を十分に確保できること(できるだけ2m)				
6月19日	屋内イベント	1,000人以下、又は収容定員の半分程度以内の参加 人数にすること				
~ 7月9日	屋外イベント	1,000人以下、又は人と人との距離を十分に確保 きること(できるだけ2m)				
7月10日	屋内イベント	5,000人以下、又は収容定員の半分程度以内の参加 人数にすること				
~ 7月31日	屋外イベント	5,000人以下、又は人と人との距離を十分に確保できること(できるだけ2m)				
感染状況を見つつ	屋内イベント	収容定員の半分程度以内の参加人数にすること				
8月1日 <sup>を目途</sup>	屋外イベント	人と人との距離を十分に確保できること(できるだけ2m)				

- ※全国的かつ大規模なイベント等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は 中止又は延期するよう、慎重に対応する。
- ※人数上限と収容率でどちらか小さい方を限度。

#### 6 イベント参加者にお願いすること

- 1) 自宅での健康チェック
  - \*次の項目に該当する方については、イベントへの参加を自粛するよう、協力を求める。
- ① 発熱の症状がある方(体温37.5度以上)
- ② 風邪の症状のある方
- ③ 過去14日間以内に発熱や感冒症状で受診や服薬等をした方
- ④ 感染拡大している地域や国への訪問歴が14日以内にある方

## 2) 高齢者や基礎疾患のある方へのお願い

\*これまでの新型コロナウイルスの感染症の傾向から高齢者や基礎疾患のある方が感染した場合に症状の重篤化が見られることから、こうした方が体調に不調がある場合は、 積極的にかかりつけ医や保健所に相談するよう協力を求める。

#### 3) 当該イベントでの感染者発生時に備えた協力要請

- \*イベントの参加にあたり、氏名、連絡先等の記入、提出依頼に対する協力
- \*参加者で感染者が出た場合における保健所の聞き取り調査への協力
- \*濃厚接触者となった場合、接触してから14日間を目安に自宅待機することを協力

#### 7 イベント主催者が実施すること

#### 1) 事前実施事項

- \*イベント開催を企画する場合には、主催者は以下の6つの項目について、感染リスクの評価を行い、必要な措置を講ずることとする。
- ① 開催規模 (参加人数、参集範囲)
- ② 開催場所 (換気の状態)
- ③ 開催期間・時間(同一空間での滞在時間)
- (4) 参加者同士の距離(近距離又は対面)
- ⑤ 参加者の特性(高齢者や基礎疾患を有する者)
- ⑥ 不特定多数か否か
- \*開催場所は、沖縄県が事業者に対して普及推進している『新型コロナウイルス感染 症拡大予防ガイドライン』を作成・遵守している施設等を選定し、三密の解消が難 しい施設等は利用を避ける。
- \*非接触式の体温計が入手困難であることを踏まえ、イベント参加者には、自宅で必ず 検温を行うことについて、開催通知、チラシ、HP等のあらゆる手段を通じて徹底し、 検温をしてない方の参加は認めない。
- \*イベント通知やチラシ等を活用し、イベント参加を予定している高齢者や基礎疾患の ある方々について、事前にかかりつけ医等に相談するよう呼びかけるものとする。

#### 2) 開催時実施事項

- \*イベント参加者募集にあたっては、参加者で感染者が出た場合の対応に備え、事前申 込時及び来場時に氏名、連絡先(電話番号、メールアドレス)を把握する。また申し 込み不要のイベントについては、開催当日に氏名、連絡先(電話番号、メールアドレ ス)を把握できるような体制をとる。
- \*参加者に対しては、マスクを着用して来場するよう事前に周知するとともに、体調不良の場合には参加を控えるよう促す。
- \* 発熱等の体調不良者の入場を制限するための体制を整える。
- \*入場時に手指消毒を徹底する。また、イベントの途中においても適宜手指消毒ができるような場を確保する。
- \* 換気の悪い密閉空間にしないよう、換気設備の適切な運転・点検を実施する。定期的 に外気を取り入れる換気を行う。
- \*人を密集させない環境(1m、できれば2m)の間隔を確保するよう、会場のレイアウト、定員数の設定などを行うほか、入退場に時間差を設けるなど人が密集しないよう工夫する。
- \*大きな声を発声させない環境づくり(声援などは控える)を行う。
- \*出演者の発声等を伴うイベントにあっては、客席と出演者との間に十分な距離をとる。
- \*共有物の管理又は消毒の徹底と参加者の手が触れる場所をアルコールや次亜塩素酸ナトリウムを含有したもので拭き取りを定期的(1~2時間に1度程度)に行う。
- \*イベントの前後や休憩時間などの交流の場においても感染拡大のリスクがあることを 踏まえ、こうした交流を極力控えるよう参加者に促す。

### 3) 感染防止環境の徹底

- \*参加者の手指消毒が可能な環境を整備する。
- \*手指消毒設備の設置が困難な場合には、液体石けんによる手洗いを行える環境を確保することとし、こうした環境を整備できない場合には、イベント等を実施しない。

#### 4) スタッフの衛生知識の向上

\*イベント主催者は、政府の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議から示された「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言案」(2020年5月14日)の中の「業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに関する留意点」(P13~P14)等を参考とし、運営者のスタッフに対する新型コロナウイルスの感染対策の知識の向上に努める。

#### 5) その他

\*実施や開催にあたっては、8頁以降の「マニュアル素案」を参考に、イベントの性質や施設の状況等を踏まえ、個別に十分な検討を行う。

## 8 運営者として行う感染症の対策の類型

(1) リスクアセスメントとリスクマネジメント						
感染源						
		入場者の登録、人数制限				
Etich 4フロクナーケケ	+++4+=+3++144	入場時の手指消毒(持ち込み対策)				
感染経路対策	接触感染対策	入場時の手指消毒(持ち込み対策)				
		定期的な手指衛生				
		環境の清掃(手が触れる場所)				
	飛沫感染対策	距離(fm、できれば2m)を離す工夫				
		発声の機会を減らす(マスクの着用)				
		咳エチケット				
		参加者が接近しづらい動線の	D設定			
		集まる場所(昼食場所)の時差利用				
		同一スペースにいるスタッフ・参加者の制限				
		小まめな手指消毒の実施				
	エアロゾル・空気	定期的な換気				
	感染	頻繁に換気				
② 特徴的なクラスターに対するリスクマネジメント						
感受性と感染源		密閉空間なら換気を良く	換気設備の点検			
			※ 可能な限り2カ所以上の開口部を使			
			用することで効率よい換気が実現			
		多数が手の届く距離に集ま	入館する人員の管理、制限			
		らない	   入退場に時間差を設ける			
			動線の工夫			
			大きな発声をさせない環境→無観客			
			参加者同士の一定距離の確保			
その他		食事及び軽食の個包装化(トングなどを使わない)				
		手指消毒等の手指衛生をするための資機材を身近に配備				
		飲食エリアに入る前の手指消毒確認又は手指消毒の徹底				
(3) クライシスマネジメント						
・						
<u>関係的な子間量の備えて無視がいる。                                    </u>						

|濃厚接触者となり自宅待機要請がなされた場合への備え(事前説明、調整)

参加者の移動の記録化(例:航空機の座席番号等)

### 9 多くの人が参加する場での感染対策のあり方例

- 1) 人が集まる場の前後も含めた適切な感染予防対策の実施
  - \*参加時に体温の測定ならびに症状の有無を確認し、具合の悪い方は参加を認めない。
  - \*過去14日間以内に発熱や感冒症状で受診や服薬等をした方は参加しない。
  - \*感染拡大している地域や国への訪問歴が14日以内にある方は参加しない。
  - \*体調不良の方が参加しないように、キャンセル代などについて配慮をする。
  - \*発熱者や具合の悪い方が特定された場合には、接触感染のおそれのある場所や接触した可能性のある者等に対して、適切な感染予防対策を行う。

- \*会場に入る際の手洗いの実施ならびに、イベントの途中においても適宜手洗いができるような場の確保。
- \*主に参加者の手が触れる場所をアルコールや次亜塩素酸ナトリウムを含有したもので拭き取りを定期的に行う。
- \*飛沫感染等を防ぐための徹底した対策を行う(例えば、「手が届く範囲以上の距離を保つ」、「声を出す機会を最小限にする」、「咳エチケットに準じて声を出す機会が多い場面はマスクを着用させる」など)

#### 2) クラスター(集団) 感染発生リスクの高い状況の回避

- \* 換気の悪い密閉空間にしないよう、換気設備の適切な運転・点検を実施する。
- \* 定期的に外気を取り入れる換気を実施する。
- \*人を密集させない環境を整備。会場に入る定員をいつもより少なく定め、入退場に 時間差を設けるなど動線を工夫する。
- \*大きな発声をさせない環境づくり(声援などは控える)
- \* 共有物の適正な管理又は消毒の徹底等 (参考)

下記施設は全国的にクラスターが多く発生しているといわれており、会場として使用する場合は特に慎重に検討する。

スポーツジム、スポーツ教室等の屋内運動施設、バー、カラオケ、ライブハウス、キャバレー・ナイトクラブ等の接待を伴う飲食店

#### 3) 感染が発生した場合の参加者への確実な連絡と行政機関による調査への協力

- \*人が集まる場に参加した者の中に感染者がでた場合には、その他の参加者に対して連絡をとり、症状の確認、場合によっては保健所などの公的機関に連絡がとれる体制を確保する。
- \*参加した個人は、保健所などの聞き取りに協力する、また濃厚接触者となった場合には、接触してから14日間を目安に自宅待機の要請が行われる可能性がある。

#### 4) その他

- \*食事の提供は、大皿などでの取り分けは避け、パッケージされた軽食を個別に提供する等の工夫をする。
- \*終了後の懇親会は、開催しない・させないようにする。
- ※ 上記は例であり、様々な工夫が考えられる。

#### 10 イベント等の開催の中止等の検討

本ガイドライン等に基づく感染症対策を十分に講じることができない場合は、イベント 等の緊急性、必要性等を踏まえ、中止、延期、規模縮小等についても検討する。

## マニュアル素案

## 【会議編】

参加者には、会議の開催通知等にマスク着用による来場を周知するとともに、自宅や職場で、健康状態申告書に記載されている事項について、確認した上で参加するよう徹底し、検温をされてない方については、参加をお断りすることを徹底する。

- 1) 入場時の体調チェック及び登録・ポリシー周知・手洗い
- ① 体調 チェック→② 登録→③ポリシー周知→④手洗い→⑤入場
- ①体調チェック
  - 健康状態申告書(様式1参照)の提出
    - ※1既往症(例:咳やくしゃみを伴う喘息、花粉症等)の場合は入場を認める。
  - ※2仮に検温をしないで参加を希望する方がいた場合には、可能な限り 非接触式体 温計を使用し、どうしても接触式体温計を使用しなければならない場合には、密 集とならないよう別室で検温を行うなど十分な対策を行い、使用後は、アルコー ル消毒を行う。
- ②入場登録
  - ・接触を防ぐため徹底した入場管理を行う。
- ③行動ポリシー周知
  - ・施設利用上の留意事項を作成し、参加者に配布し徹底する。
- ④手洗い
  - 受付に設置したアルコール手指消毒液や液体石けんによる手洗いを徹底する。
- (5)入場
  - 以上4までを行った方は、入場を許可する。
- ⑥入場時の留意事項
  - ・受付では、参加者の間隔(1m、できれば2m)に留意する。
- 2)会議主催者による適切な環境管理
  - 入場時に手指消毒を徹底する。
  - ・換気の悪い密閉空間にしないよう、換気設備の適切な運転・点検を実施する。定期 的に外気を取り入れる換気を行う。
  - ・人を密集させない環境(1m、できれば2m)を確保するため、会場に入る人数を 会議室の定員の半数程度(100人が定員の会議室では、
    - 50名程度)とするなど少なく定め、入退場に時間差を設けるなど人が密集しないよう工夫する。
  - ・大きな声を発声させない環境づくり(声援などは控える)を行う。
  - ・共有物の管理又は消毒の徹底と参加者の手が触れる場所をアルコールや次亜塩素酸ナトリウムを含有したもので拭き取りを定期的(1~2時間に1度程度)に行う。
  - ・入場時、退場時の入場口を分けるなど、人と人が交錯する機会を極力減らすよう配 慮する。

#### 3)飲食関連

- ・食事の提供を行う場合には、パッケージされた食事を個別提供する等の工夫を行う。
- ・また、参加者の間隔(1m、できれば2m)を空け、向かい合わせにならない、極力会話をしないなど十分な対策を行う。

#### 4) 喫煙

・感染防止の観点から会場及びその周辺は禁煙とする。

#### 5)会場管理

席を一席空けるなど、参加者の距離(1m、できれば2m)を確保する。

#### 6) ゴミ箱

・ゴミ箱は原則、ふたがついていて密閉できるものを用いる。

#### 7) 換気

・一定時間(概ね1時間程度)が経過したら休憩を入れ、会場内の換気を行うように 努める。

## 8) 事後フォロー

- ・収集した個人情報は、目的達成のために利用し、法令に基づく場合または本人の同意がある場合を除き、他に利用及び提供することがない旨を明記する。
- 参加者のリストは、県の関係条例等に準じて管理するものとする。

## 【講演会、セミナー等編】

参加者には、講演会の開催通知、チラシ、HP等で、マスク着用による来場を周知するとともに、健康状態申告書に記載されている事項について、確認した上で参加するよう徹底し、検温をされてない方については、参加をお断りすることを徹底する。

## 1) 入場時の体調チェック及び登録・ポリシー周知・手洗い

① 体調チェック→②登録→③ポリシー周知→④手洗い→⑤入場

#### ①体調チェック

- ・健康状態申告書(様式1参照)の提出
- ※1既往症(例:咳やくしゃみを伴う喘息、花粉症等)の場合は入場を認める。
- ※2仮に検温をしないで参加を希望する方がいた場合には、可能な限り非接触式体温 計を使用し、どうしても接触式体温計を使用しなければならない場合には、密集 とならないよう別室で検温を行うなど十分な対策を行い、使用後は、アルコール 消毒を行う。

#### ②入場登録

- ・接触を防ぐため徹底した入場管理を行う。
- ③入場時の施設内行動ポリシー周知
  - ・施設利用上の留意事項を作成し、参加者に配布し徹底する。

#### 4手洗い

・受付に設置したアルコール手指消毒液や液体石けんによる手洗いを徹底する。

#### ⑤入場

- ・以上4までを行った方は、入館を許可する。
- ⑥入場時の留意事項
  - 受付では、参加者の間隔(1m、できれば2m)に留意する。

#### 2) 講演会等の主催者による適切な環境管理

- 入場時に手指消毒を徹底する。
- ・換気の悪い密閉空間にしないよう、換気設備の適切な運転・点検を実施する。定期 的に外気を取り入れる換気を行う。
- ・人を密集させない環境(1m、できれば2m)を確保するため、会場に入る人数を会議室の定員の半数程度(100人が定員の会議室では、
  - 5 O 名程度)とするなど少なく定め、入退場に時間差を設けるなど人が密集しないよう工夫する。
- ・大きな声を発声させない環境づくり(声援などは控える)を行う。
- ・共有物の管理又は消毒の徹底と参加者の手が触れる場所をアルコールや次亜塩素酸 ナトリウムを含有したもので拭き取りを定期的(1~2時間に1度程度)に行う。
- ・入場時、退場時の入場口を分けるなど、人と人が交錯する機会を極力減らすよう配慮する。
- ・講演会等のスタッフの氏名、連絡先(電話番号、メールアドレス)を把握し、名簿 を作成する。

#### 3)飲食関連

- ・食事の提供を行う場合には、パッケージされた食事を個別提供する等の工夫を行う。
- ・また、参加者の間隔(1m、できれば2m)を空け、向かい合わせにならない、極力会話をしないなど十分な対策を行う。

#### 4) 喫煙

・感染防止の観点から会場及びその周辺は禁煙とする。

#### 5) 会場管理

席を一席空けるなど、参加者の距離(1m、できれば2m)を確保する。

#### 6) ゴミ箱

・ゴミ箱は原則、ふたがついていて密閉できるものを用いる。

#### 7) 換気

・一定時間(概ね1時間程度)が経過したら休憩を入れ、会場内の換気を行うように 努める。

## 8)事後フォロー

- ・収集した個人情報は、目的達成のために利用し、法令に基づく場合または本人の同意がある場合を除き、他に利用及び提供することがない旨を明記する。
- 参加者のリストは、県の関係条例等に準じて管理するものとする。

## 様式 1

健康状態申告書(例)					
①氏名					
②お住まいの市 町村					
③緊急連絡先					
④メールアドレ ス					
5)体温		⑥風邪症状	あり・なし		
⑦14日以内の発熱	あり・なし				
⑧感染が拡大している地域や国への14日以内の訪問歴			あり・なし		

- ※1 収集した個人情報は、目的達成のために利用し、法令に基づく場合または本人の同意がある場合を除き、他に利用及び提供することはしません。
  - 2 参加者に感染者が出た場合における保健所の聞き取り調査への協力をお願いいたします。
  - 3 濃厚接触者となった場合は、14日間を目安に自宅待機をお願いすることがあります。

## 旅行者の安全・安心アクションプラン 沖縄 Tour Style With コロナ

## I はじめに

新型コロナウイルスの第一波は、ようやく落ち着きを見せつつあるが、沖縄県の観光業界は、今かつてない危機に見舞われている。これから県内旅行から国内旅行へと、段階的に観光客をお迎えしていくこととなるが、一方で第二波、第三波の到来は避けられないとして指摘されている。

この旅行者の安全・安心アクションプラン 沖縄 Tour Style with コロナ(以下、「沖縄 Tour Style」という。)は、「With コロナ」時代における望ましい観光のあり方を見据えつつ、旅行者が少しでも安全・安心に沖縄観光を楽しんでもらうことを念頭に、県と観光関連業界だけではなく、医療界の疫学的意見も参考に官民一体となって策定したものである。

本プランの基本的な考え方は、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和2年3月28日(令和2年5月25日変更)新型コロナウイルス感染症対策本部決定)や「安全安心の島・沖縄モデル〜新型コロナウイルス感染の第二の波に備えた防災フロンティア・沖縄」(令和2年5月28日第27回沖縄県新型コロナウイルス感染症対策本部決定)を踏まえたものであるが、県内外の新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえ、適宜見直しを行っていくものとする。

## Ⅱ 旅行者の安全・安心アクションプラン

1 策定にあたっての基本的考え方と構成

本プランは、以下の方針等を踏まえた取り組みとし、県内外の新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえて、適宜見直すものとする。

- 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」 (令和2年3月28日(令和2年5月25日変更)新型コロナウイルス感染症対策本部決定)
- ○「沖縄県観光危機管理基本計画」(平成27年3月策定)及び「沖縄県観光危機管理実行計画」(平成28年3月策定)
- 〇 「沖縄県新型コロナウイルス感染症対策に係る実施方針」 (令和2年5月14日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)
- 〇 「安全安心の島・沖縄モデル〜新型コロナウイルス感染の第二の波に備えた防 疫フロンティア・沖縄〜」

(令和2年5月28日沖縄県新型コロナウイルス感染症対策本部決定)

- (1) 水際対策と発熱者・感染者発生時の取り組み
  - ① 旅行者専用相談センター(Traveler's Access Center Okinawa(以下、「TACO」という。))の設置
    - ・那覇空港内に設置し、発熱者への支援等
  - ② 水際対策の取り組み
    - ・ 空港における発熱者への対応

## ③ 市中感染拡大防止対策の取り組み

• 各観光施設への訪問時、移動時における発熱者への対応

## (2) 旅行者視点、旅行行程に沿った対策の整理

・ 旅前(居住地)、到着(空港)、旅中(観光施設・移動)、出発(空港)、旅後(居住地)で区 分し、それぞれを繋げることにより、切れ目のない対策の実現

## (3) 情報の発信・伝達・収集の取り組み

#### (1)発信

- ・ 旅行者への沖縄 Tour Style の事前告知
- 県内感染状況に関する情報発信

#### ②伝達

・ 観光関連事業者への発熱者の情報伝達・共有

#### ③収集

沖縄から帰省した後の旅行者の健康状態の情報収集

## (4) 各主体の役割の整理

・行政、観光関連団体・事業者、県民等の役割を設定

## 2 水際対策と発熱者・感染者懸念者発生時の取り組み

那覇空港における水際対策と県内でのタクシーやレンタカー等による移動中、または、観光やビジネス等での活動中に発熱や体調不良等の発生等により、感染が 懸念される状況が発生した場合の対応を次のとおり示す。

## (1) 旅行客専用相談センター(TACO)の設置

○ 県は発熱等のある旅行者の相談支援、感染症関連の情報収集・伝達・発信機能をもつ TACO を那覇空港内に置く。

## (2) 水際対策

- 県は旅行者が空港に到着した際に、サーモグラフィーによる熱感知を実施する。
- 県は、サーモグラフィーで発熱がみられる方に対し、非接触型体温計で体温測 定を実施する。

#### 【那覇空港の場合】

- 体温測定の結果、発熱が見られる旅行者や体調不良を起こした旅行者(以下、「発熱者」という)で、健康状態等の確認について同意の得られた場合は、那覇空港内に設置された TACO スタッフの案内により、TACO へ移動する。
- 発熱者は、健康状態等を伝えた後、TACO の案内により保健所へ問い合わせる。保健所による診察指示があった場合は、TACO が手配した指定の車両により、指定協力医療機関等へ移動し診察を受ける。
- 発熱者は、TACO、保健所、指定医療機関等において、検査の必要なしと判断された場合は医師の指示等に従うこととし、宿泊施設等で療養する。
- 発熱者は、指定医療機関からPCR検査の必要ありと診断された場合、PCR

検査を受ける。(以下、PCR検査等を受けた発熱者を「感染懸念者」という。)

- 感染懸念者は、PCR検査を受診したことを本人が自ら宿泊施設等の利用施設へ報告し、その後も引き続き健康管理を行い、発熱等があった場合は検査を受けた医療機関に相談する。
- 感染懸念者は、PCR 検査の結果が判明するまでの間、所定の宿泊施設で休養する。検査の結果が陽性である場合は、保健所の勧告に従い入院等をする。
- 検査の結果が陰性である場合は、医師の指示等に従うこととし、宿泊施設等で療養する。

#### 【以下、定期便が就航する県内離島空港の場合】

- 検温の結果、発熱者で健康状態等の確認について同意の得られた場合は TACOへ問い合わせ、健康状態等の確認を受ける。状況を伝えた後、案内があ れば管轄保健所に問い合わせる
- その他、地元自治体の取り組みに沿った行動をとる。

## (3) 市中感染拡大の防止対策

- ① 発熱者・感染懸念者
  - 沖縄滞在中又は移動中に発熱や体調不良を起こした旅行者は、滞在施設または移動車内から TACO へ問い合わせる。状況を伝えた後、案内があれば、管轄保健所へ問い合わせる。
  - 国の動向も踏まえながら、接触確認アプリの活用を検討する。

#### ② 宿泊施設の対応

- 宿泊事業者と県は、発熱者が指定医療機関等での受診・検査を行った後、検査結果が判明するまでの間、感染懸念者を宿泊させる施設を確保する。
- 宿泊事業者は、予め感染懸念者と他の宿泊客との交差がでないよう動線に配慮したり、感染懸念者の部屋に食事を届けるなど、できる限り他の宿泊客との接触を避けるようにして、対応するスタッフも限定する。

#### ③ 搬送体制の整備

- 交通機関は、運転席を含む前列と後列に十分に感染予防装備を施した車両を 手配するなど防疫体制を整備する。
- 一 搬送の際は、適切な個人防護具を着用する。

#### 4 TACO からの情報発信

○ TACO では、発熱者の対応とともに、旅行者専用窓口を設け、以下のような情報を提供するが、その他旅行者の求めに応じて幅広く情報を提供することとする。

#### 【提供する情報等】

- 搬送可能な交通サービス
- 感染懸念者の受け入れ可能な宿泊施設
- 観光施設等の対策情報等
- 新型コロナウイルス関連情報・その他旅行者にとって必要な情報
- TACO のサービス提供時間外の問い合わせについては、既存のコールセンターへ問い合わせる。

- (5) 観光産業従事者が感染者又は発熱者と接触した場合の対応
  - 各事業者で策定するガイドラインに則り対策を講ずる。
- 3 観光関連事業者等が取り組むべき感染予防・拡大防止対策
  - (1) 全旅程共通の取り組み

観光関連の各業種・分野が取り組むべき対策の中で、共通する取り組みは以下 の通りである。

- ① 基本的対策
  - ・ 従業員の・手洗い・消毒・マスク着用、健康管理
  - ・ 従業員の業務中の発熱や体調不良を認めた場合の業務停止等の徹底
  - ・ 旅行者へのマスク着用の促進
  - ・ 予防対策実施チェックリストの作成・運用
  - ・ イラスト・多言語での注意喚起 など
- ② 3密の防止対策(密接・密集・密閉)
  - 手続のオンライン化、システムのデジタル化の推進
  - ・ 人数コントロールの実施
  - ・ 混雑状況の提供と利用時間の分散化
  - ・ 休憩時間の分散
  - ・ エレベーターの重量センサー調整(少ない人数でのブザー発動)
  - ・ 関係者以外の立入禁止 など
- ③ 対人距離の確保(接触・飛沫感染対策)
  - 動線・空間デザインの整備
  - ・ ソーシャルディスタンスの確保
  - キャッシュレス化の促進及び金銭授受時のトレイの活用促進
  - 業務範囲・フローに応じたゾーニング
  - ・ 飛沫感染防止パネル・カーテンの設置
  - 客対応の時に正面に立たない など
- ④ 換気対策
  - こまめな換気
  - ・ 休憩施設の換気 など
- ⑤ 施設・設備・物品の消毒対策
  - ・ 消毒・除菌の徹底(高頻度接触箇所の洗い出し)
  - ・ 車いすなど貸出物の十分な消毒 など
- (2) (1)以外の各旅程別の取り組み

旅行者の旅程等ごとに、各業種・分野における(1)の共通の取り組み以外の取り組みは次のとおりとする。

## ① 旅前(タビマエ)

- 旅行者は、新しい生活様式を実践するとともに、旅行前の健康管理を徹底する。
- 旅行者は、発熱や風邪症状があった場合は旅行を控えることを検討する。
- 旅行業者は、電話・メール・オンラインでの相談・申込を推奨する。
- 旅行業者は、手配する旅行サービス提供事業者について、原則として適切な 感染症防止対策を取っている事業者に限定する。
- 観光関連事業者は、オンライン決済による旅行代金の支払いを推奨するなど、 キャッシュレス化を推進する。
- 〇 観光関連事業者は、沖縄 Tour Style の目的や内容を理解し、実行や達成に必要な関係者との連携を強化する。

## 【県外空港】

沖縄路線のある空港に対して、以下のことを要請する。

- 体温測定の結果、発熱等の症状がある旅行者に対して、渡航の自粛を依頼する。また、機内においてもアナウンス等を活用して、航空会社及び各空港の対応について周知すること。
- 発熱等の症状がある場合は、航空便の利用を厳に慎んでいただくことについて、ターミナルの館内アナウンス等を活用して旅行者に周知すること。
- オンラインチェックイン、自動チェックイン機、自動手荷物預け機の利活用を促進すること。
- 予約・搭乗手続のオンライン化の電子決済推奨等、非接触化を促進すること。
- O HP、SNS、ポスター、デジタルサイネージ等を活用した旅行者への注意喚起を図ること。

## 【1 次交通】

○ 航空機:「航空分野における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」に 基づき対策を講ずる。

## ② 沖縄到着

※「2 水際対策と発熱者・感染者発生時について」中「① 水際対策」を参照

## <u>③ 旅中(タビナカ)・移動</u>

#### 【2次交通】

- レンタカー:「新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドライン(一般社団法人 沖縄県レンタカー協会)」に基づき対策を講ずる。
- モノレール: 「鉄軌道事業における新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドライン(鉄道連絡会)」に基づき対策を講ずる。
- タクシー:「タクシーにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン(ー社・全国ハイヤー・タクシー連合会)」、「ハイヤー・タクシーにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン(一社・沖縄県ハイヤー・タクシー協会)」、「ハイヤー・タクシー事業における新型コロナウイルス感染防止マニュアル(ー社・沖縄県ハイヤー・タクシー協会)」に基づき対策を講ずる。
- バス:「バスにおける新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドライン(公益社団法人日本バス協会)」、「貸切バスにおける新型コロナウイルス感染症予防対

策ガイドライン(沖縄県バス協会追補版)」に基づき対策を講ずる。

- 船舶:「旅客船事業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン(一般社団法人日本旅客船協会)」に基づき対策を講ずる。
- ※ その他の交通手段についても、各自でガイドラインを作成し、対策を講ずることとする。

## 【施 設】

- 宿泊施設:「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン(全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会、日本旅館協会、全日本シティホテル連盟)」「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン(沖縄県ホテル旅館生活衛生同業組合)」、「ホテル業における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン(一般社団法人日本ホテル協会)」、「ホテル業における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン(集会のように供する部分)(沖縄県ホテル協会)」に基づき対策を講ずる
- 観光・体験施設:「観光施設における新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン(一般社団法人美ら島観光施設協会)」に基づき対策を講ずる
- 飲食店:「外食業の事業継続のためのガイドライン(一般社団法人日本フードサービス協会、一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会)」に基づき対策を講ずる
- ショッピング施設:「小売業の店舗における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン(オール日本スーパーマーケット協会、一般社団法人全国スーパーマーケット協会、日本小売業協会、一般社団法人日本ショッピングセンター協会、一般社団法人日本スーパーマーケット協会、一般社団法人日本専門店協会、日本チェーンストア協会、日本チェーンドラッグストア協会、一般社団法人日本 DIY・ホームセンター協会、一般社団法人日本百貨店協会、一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会、一般社団法人日本ボランタリーチェーン協会)」に基づき対策を講ずる
- ※ その他の施設についても、各自でガイドラインを作成し、対策を講ずることとする。

## ④ 沖縄出発

- 県は、空港内でサーモグラフィーによる熱感知を実施する
- 県は、サーモグラフィーで発熱がみられる旅行者に対し、非接触型体温計で体 温測定を実施する。
- 空港関係者は、発熱等の症状がある旅行者に対して、航空便の利用を厳に慎んでいただくことについて、ターミナル館内アナウンス等を活用して旅行者に周知する。
- ※ 以下、「2 水際対策と発熱者・感染懸念者発生時について」中「① 水際対策」を参照
- 空港関係者は、オンラインチェックイン、自動チェックイン機、自動手荷物預け 機の利活用を促進する。
- 空港関係者は、HP、SNS、ポスター、デジタルサイネージ等を活用した旅行者 への注意喚起を図る。
- 空港関係者は、ターミナルの館内アナウンスやポスター掲示等によって、旅行者に感染症対策を促す。

## ⑤ 旅後(タビアト)

○ 旅行者は、沖縄から出発した後に感染懸念症状があったら、管轄保健所に連絡するよう要請する。(検査・陽性の場合は除く。)

○ 宿泊事業者は宿泊者から事前に同意を得て(メールや電話での手段を明確に同意書に署名をもらい)沖縄から出発する日と連絡先を確認し、当該宿泊者が沖縄から出発して3日後に電話連絡の上健康状態の確認も含めてお礼の連絡をする。当該宿泊者に感染懸念症状があったら、管轄保健所に連絡する。

## (3) 情報発信・伝達・収集の取り組み

- 県と一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー(以下、「OCVB」という。) は沖縄 Tour Style に基づく沖縄観光の安全・安心の取り組みについて各種メディアを活用して県内外へ情報発信を行う。
- 県とOCVBは、県内感染状況に関する情報発信を行う。
- 県とOCVBは、その他県内観光施設に関する情報発信を行う。
- 県とOCVBは、観光関連事業者への発熱者等の情報を伝達し共有を図る。
- 宿泊事業者は、沖縄から帰省後の旅行者の健康状態の情報収集を行う。

## 4 取り組みに係る各主体の役割

## (1) 県

- ① 各主体間の連携を促進し、全県的な沖縄 Tour Style 推進体制を構築する。
- ② 沖縄 Tour Style 及び新型コロナウイルス感染症対策の知識・役割等の普及・啓発に関すること。
- ③ 市町村・観光関連事業者のガイドラインのマニュアル策定促進を支援する。
- ④ 県内空港にサーモグラフィーを設置し、旅行者の熱感知を行い、発熱が見られる旅行者に対し、非接触型体温計で体温測定を実施する。
- ⑤ 空港で発熱者が発生した場合、空港施設内で検査機関へ繋げられるワンストップ体制として、相談窓口等を設置する。
- ⑥ 沖縄 Tour Style に基づく沖縄観光の安全・安心の取り組みについて各種メディアを活用して県内外に発信する。
- ⑦ 出発前のサーモグラフィー検査等を活用した熱感知等の実施を沖縄路線のある空港に要請する。
- ⑧ 感染者が発生し、本人から同意が得られた場合、速やかに情報収集し、特に、 観光活動が日常生活よりも広範であることを鑑み、宿泊施設や観光関連施設で 発生した場合には、一段と早い連絡がなされる体制を構築する。

#### (2) 保健所

- ① 保健所は、感染懸念者を宿泊・休養させた部屋、使用した施設、感染懸念者を搬送した車両の消毒に関する指導・助言を行う。
- ② 保健所は、感染拡大防止のため感染者が発生した場合に、個人情報保護に十分配慮した上で、速やかに沖縄県保健医療部地域保健課に情報を提供する。特に、観光活動が日常生活よりも広範であることを鑑み、宿泊施設や観光関連施設で発生した場合に備え、一段と早い連絡がなされる体制を構築する。

#### (3) 市町村

- ① 地域の実情に応じて沖縄 Tour Style を推進する。
- ② 沖縄 Tour Style に基づく取り組みを周知啓発し、地域住民の不安解消に務め観光客を受け入れる、うとういむちの気持ちを育む。

③ 観光協会等と連携し、業界毎のガイドラインの域内事業者による実践を促進するとともに、事業者に沖縄 Tour Style の周知啓発を図る。

## (4) 一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー(OCVB)

- ① 県、県内観光業界等と連携し、沖縄 Tour Style を効果的に実行する。
- ② 県内観光業界や旅行者からの声を踏まえ、沖縄 Tour Style の改定案を取りまとめ、県に提言する。
- ③ 県内観光業界における業種ごとのガイドラインの策定促進や改善の支援を行う。
- ④ 沖縄 Tour Style の情報発信を行う。

## (5) 観光関連事業者

- ① ガイドラインを策定し、感染予防・拡大防止策を徹底する。
- ② 従業員の感染が懸念される場合には、保健所等に相談する。
- ③ 宿泊事業者は、発熱者を一時待機できる一定のスペースを確保する。
- ④ 交通機関は、発熱者や感染懸念者を検査機関や宿泊施設等へ搬送する。
- ⑤ 感染者に関する情報提供を受けた施設等は、その個人情報等の保護に細心の注意を払う。

## (6) 市町村観光協会及び観光関連団体

- ① 市町村等と連携し、業界毎のガイドラインの域内事業者による実践を促進するとともに、事業者に沖縄 Tour Style の周知啓発を図る。
- ② 沖縄 Tour Style の旅行者への周知啓発を図る。
- ③ 沖縄 Tour Style に協力する事業者の取り組みを発信する。

## (7) 県民

- ① 県民が旅行する際、沖縄 Tour Style で定める感染予防・拡大防止対策に協力するとともに、感染が懸念される場合は、TACO へ積極的に相談する。
- ② 新しい生活様式を実践する。
- ③ 沖縄観光の安全・安心の取り組みについて、沖縄 Tour Style の内容を正しく理解するとともに、観光が沖縄経済の力となり、県民生活を支えていることを踏まえ、観光客をうとういむちの心でお迎えする。

## Ⅲ 終わりに

~沖縄を愛する旅行者の皆様へ~

今、沖縄は新型コロナウイルスの影響が収まりつつあり、ようやく皆様をお迎えする準備が整いました。

しかし、新型コロナウイルスの感染拡大のリスクは今後も存在しますので、私たちは、「With コロナ」の状況下で、過ごしていかなければなりません。

旅行者の皆様を安全・安心にお迎えするため、私たち沖縄の観光業界は、今回 策定した沖縄 Tour Style に基づき取り組んでいきます。

そして、旅行者ご自身の健康を守るためにも、旅行者の皆様に5つのお願いがあります。

1つ目は、日常における新しい生活様式の徹底をお願いします。

2つ目は、沖縄に来る際の「旅前(タビマエ)」の体調管理の徹底をお願いします。 3つ目は、発熱があり、感染の懸念がある場合は、渡航自粛の検討をお願いします。 す。

4つ目は、沖縄滞在中「旅中(タビナカ)」に、検温等で発熱などがあった場合は、 TACO を活用した感染拡大防止対策にご協力をお願いします。

5つ目は、「旅後(タビアト)」の体調等に関する情報提供のご協力をお願いします。 新型コロナに負けない安全・安心で持続可能な観光地沖縄へシフトチェンジをしていくためには、旅行者の皆様のご理解とご協力が必要です。

沖縄へお越しになった際は、最大限のおもてなし、うとういむちの心でお迎えすることをお約束します。

旅行者の安全・安心アクションプラン

# 神織Tour Style With コロナ

## 沖縄県

新型コロナウイルスに負けない 安全・安心な観光地づくりに関する対策会議

# はじめに

この「旅行者の安全・安心アクションプラン 沖縄Tour Style Withコロナ」(以下、「沖縄Tour Style」という)は、「With コロナ」時代における望ましい観光のあり方を見据えつつ、県民が安心して旅行者を迎え入れ、旅行者が少しでも安全・安心に沖縄観光を楽しんでもらうことを念頭に、県と観光関連業界だけではなく、医療界の疫学的意見も参考に官民一体となって策定したものである。

## あなたに届けたい

旅 行 者 来 訪 者 県 民 観光事業者

## 私たちが取りまとめました!

沖 縄 県O C V B観光関連団体

いつから?

2020年6月19日から



# || 旅行者の安全・安心アクションプラン

沖縄Tour Styleの基本的な考え方は、

## 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」

(令和2年3月28日(令和2年5月25日変更)新型コロナウイルス感染症対策本部決定)

「沖縄県観光危機管理基本計画」 (H27/3 策定) 「沖縄県観光危機管理実行計画」 (H28/3 策定)

## 「沖縄県新型コロナウイルス感染症対策に係る実施方針」

(令和2年5月28日沖縄県新型コロナウイルス感染症対策本部決定)

## 「安全安心の島・沖縄モデル

## 

(令和2年5月28日沖縄県新型コロナウイルス感染症対策本部決定

を踏まえたものである。

今後、県内外の新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえ、 適宜見直しを行っていくものとする。

# 1 主なポイント

## (1). 水際対策と発熱者・感染懸念者発生時の取り組み

- ① 水際対策
  - ・那覇空港における感染懸念者への対応
  - ・旅行者専用相談センター(Traveler's Access Center Okinawa) (以下、「TACO」という)の設置
- ② 市中感染拡大防止対策
  - ・各観光施設への訪問時、移動時における感染懸念者への対応

## (2). 旅行者視点・旅行行程に沿った対策の整理

• 旅前(居住地)、沖縄到着(空港)、旅中(観光施設、移動)、沖縄 出発(空港)、旅後(居住地)で区分し、繋げることにより、切れ目 のない対策の実施

## (3). 情報の発信・伝達・収集

- ①発信:旅行者への沖縄Tour Styleの事前告知・県内感染状況の情報発信
- ②伝達:観光関連団体・事業者への感染懸念者の情報伝達と共有
- ③収集:沖縄から帰省した後の旅行者の健康状態の情報収集 など

## (4). 各主体の役割の整理

Withコロナ時代の旅行客の受入に当たって、行政、観光関連団体・事業者の他、旅行者としての観光客、県民の役割の整理



## 2. 水際対策と発熱者・感染懸念者発生時の取り組み

## (1) 水際対策の取り組み

## ① TACO(旅行者専用相談センター)の設置

水際対策の強化を図るため、那覇空港内に県民を含む旅行者を専用としたTACO(旅行者専用相談センター/Traveler's Access Center Okinawa)を設置し、発熱等がある旅行者への支援等、感染症の予防・拡大防止対策を行う。



## 2 空港到着時

サーモグラフィーにより発熱がみられる旅行者には、本人の同意を得た上で、 非接触型体温計による体温測定を実施する。

## ③ TACOで確認

▶ 旅行者は同意する場合、那覇空港内に設置されたTACOで健康状態等の確認を受け、TACOの案内により保健所へ問い合わせる。

## 4 空港から直接、指定医療機関へ



- > 問い合わせた結果、保健所による診察勧告があり本人が同意する場合は、 TACOが手配した指定の車両により、指定医療機関等へ移動し診察を受ける。
- > 発熱者は、指定医療機関の診断により、PCR検査を受ける。

## 旅行者専用相談センター沖縄について

(TACO: Traveler's Access Center Okinawa)

新型コロナウイルスが存在する「With コロナ」の環境下において、県民を含む旅行者を対象に新型コロナウイルス感染症の感染予防・拡大防止を図るため、関連情報を収集、伝達共有、発信するとともに、空港等の水際や旅行中における旅行者の相談支援体制を整備し、旅行者が安心して訪れ、県民や観光産業従事者が安心して迎え入れられる環境を整備する。

設置者 沖縄県

- ▶ 運営者 一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー
- **) 所在地 那覇空港ビルディング内**
- > スタッフ体制 看護師6名、事務スタッフ3名
  - ※ 看護師2名、事務スタッフ1名の2交代制で対応
- ▶ 運営期間 令和2年6月19日~3月31日(予定)
- ✓ 開所時間 6時~23時



- ①サーモグラフィー等連携 (発熱感知連絡受信)
- ②健康確認等への協力依頼・誘導
- ▶ 旅行中のコールセンター機能
  - ①健康相談 等

- > 感染懸念者サポート
  - ①検査実施機関との調整 等
- > 情報収集・伝達・発信
  - ①旅行業者との連携 等



## 2. 水際対策と発熱者・感染懸念者発生時の取り組み

## (2) 市中感染拡大の防止対策の取り組み

## ① 旅中における発熱者・感染懸念者への対応



- ▶ 旅中において発熱や体調不良を起こした旅行者は、TACOへ問い合わせる。 状況を伝えた後、案内があれば、管轄保健所へ問い合わせる。
- ▶ 国の動向も踏まえながら、接触確認アプリの活用を検討する。

## ② 宿泊施設の対応



- » 感染懸念者が受診・検査を行った後、検査結果が判明するまでの間、宿泊 する施設提供の協力。
- ▶ 他の宿泊客への感染リスク対策の取り組み。

## ③ 搬送体制の整備

▶ 十分な感染予防装備を施した車両による搬送

## 4 情報の提供

➤ その他、TACOからは、旅行者に対し、感染懸念者の受け入れ可能な宿泊施設、 観光施設等の対策情報、その他旅行者にとって必要な情報を提供する。

## 3. 観光関連事業者等が取り組むべき感染予防・拡大防止が

## (1)全旅程共通の取り組み

## ① 基本的対策

- ・手洗い、消毒、マスク
- ・旅行者へのマスクの着用の促進
- ・予防対策実施チェックリストの作成・運用 等

## ② 3密の防止対策取り組み

- ・手続きのオンライン化
- ・混雑時の分散 等

## ③ 対人距離の確保(接触・飛沫対策)

- ・動線・デザインの確保
- ・ソーシャルディスタンスの確保等

## 4) 換気対策

- ・こまめな換気
- ・休憩施設の換気 等

## ⑤ 施設・設備・物品の消毒

- ・消毒・除菌の徹底
- ・車椅子など貸出物の消毒 等

# (2)各旅程毎の取り組み

## ① 旅前(タビマエ)

- ・旅行前の体調管理。
- ・発熱症状がある旅行者への自粛の呼びかけ等

## ② 沖縄到着

- ・サーモグラフィー等による検温の実施
- ・センターによる健康状態等の確認 等

## ③ 旅中(タビナカ)・移動

・2次交通及び施設事業者の各自のガイドラインに基づく対策の実施等

## 4 沖縄出発

- ・サーモグラフィー等による検温の実施
- ・自動チェックイン機の利活用促進 等

## ⑤ 旅後(タビアト)

・沖縄から帰省した後の健康状態について、 旅行者からの情報収集 等



## (3)情報発信・伝達・収集の取り組み

- 沖縄Tour Styleに基づく沖縄観光の安全・安心の取り組みについて各種メディアを活用して県内外への情報発信。
- 沖縄から帰省した後の旅行者の健康状態の情報収集を行う。 等

# 4. 取り組みに係る各主体の役割

## 県

各主体の連携を 促し、全県的な推 進体制の構築 他

## 指定医療機関等

## 保健所

消毒に関する指 導・助言、情報提 供への協力 等

# 協

## 県民

観光

関連事業者

がイドラインの策定

と対策の徹底

うとういむちの心 でのお迎え 各主体が、主体である、そして、役割があることを自覚し、理解と協力をもって、安全・安心で持続可能な観光地づくりに取り組んでいきます。

## 市町村

地域での沖縄Tour Styleの推進等

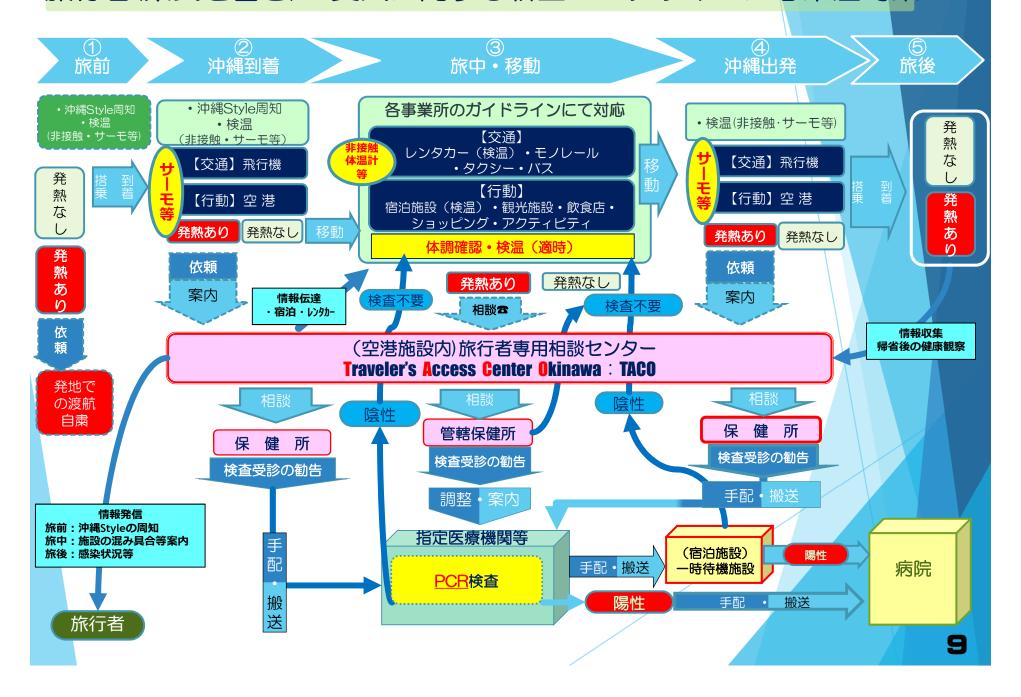
## 市町村観光協会 ・観光関連団体等

市町村と連携した沖縄 Tour Styleの周知・実践 促進

## **OCVB**

観光業界への支援 業界団体の連携体 制構築への支援

## 旅行者(県民を含む)の受入に関する新型コロナウイルス感染症対策



# Ⅲ 終わりに~沖縄を愛する旅行者の皆様へ~

旅行者の皆様を安全・安心にお迎えするため、私たちは今回策定した沖縄Styleに基づき感染予防・拡大防止に取り組んでいきます。

そして、旅行者ご自身の健康を守るためにも、旅行者の皆様に5つのお 願いがあります。

- I つ目は、日常における新しい生活様式の徹底をお願いします。
- 2つ目は、沖縄に来る際の「旅前(タビマエ)」の体調管理の徹底を<mark>お願</mark>いします。
- 3つ目は、発熱があり、感染の懸念がある場合は、渡航自粛の検討を お願いします。
- 4つ目は、沖縄滞在中「旅中(タビナカ)」に、検温等で発熱などがあった場合は、TACOを活用した感染拡大防止対策にご協力をお願いします。
- 5つ目は、「旅後(タビアト)」の体調等に関する情報提供のご協力をお 願いします。

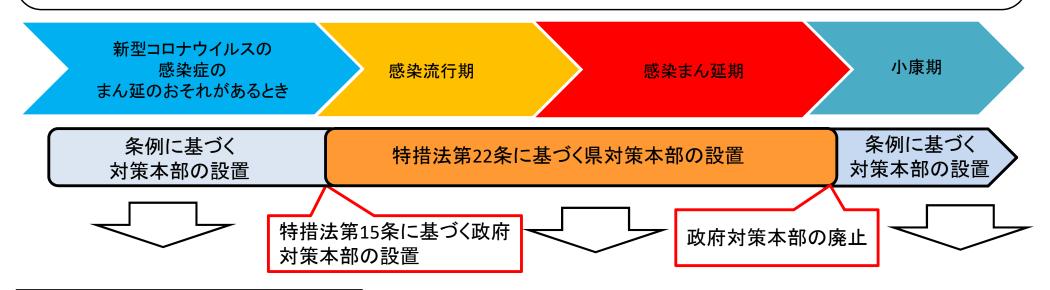
新型コロナに負けない安全・安心で持続可能な観光地沖縄へシフトチェンジをしていくためには、旅行者の皆様のご理解とご協力が必要です。



沖縄へお越しになった際は、 最大限のおもてなし、うとういむちの心で お迎えすることをお約束します。

## 沖縄県新型コロナウイルス感染症等対策に関する条例(仮称)の概要

県内において、感染は落ち着いた状況が継続しているが、引き続き感染拡大期(第二波)の到来に備え、長期的に感染症対策を講じることが必要であり、本県におけるこれまでの取組を基に、新型コロナウイルス感染症対策の基本的な考え方や県、県民及び事業者の責務等を明確にし、並びに新たな感染症発生時に政府対策本部設置前から対策を迅速に実施するため、本条例を制定する。



## 条例に基づく施策の実施

- 〇外出自粛の依頼
- ○県外への渡航自粛依頼
- 〇一部業種への休業依頼
- ○営業時間短縮の協力依頼

## 特措法に基づく施策の実施

- 〇外出自粛の要請
- ○県外への渡航自粛要請
- 〇一部業種への休業要請
- ○営業時間短縮の協力要請

条例に基づく施 策の実施

特措法・・・新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)

## 条例に定める基本的事項

感染拡大期の到来に備え、県民の生命と健康を保護し、県民生活への影響を最小にする

## 島嶼県である本県の実情に応じた対策の実施

- ・国、他都道府県、市町村との連携協力と迅速な対応
- ・政府対策本部が設置されていない場合であっても、県独自の対策本部を設置
- ・県の責務として、本県区域外からの来訪者へ新型コロナウイルス感染症対策への協力を求める

## 県民、事業者の責務を明確にする

・渡航自粛、感染防止に必要な協力・り患者等への不当な差別的取扱、誹謗中傷をしないことを明示

## 県民、事業者への幅広い支援

・新型コロナウイルス感染症の影響を受ける県民、事業者に対する幅広い支援

## 専門家への意見聴取

・基本的方針の策定、県民、事業者への協力の求めを行うに当たり、専門家に意見を聴取

## 資料3

# 沖縄県新型コロナウイルス感染症等対策に関する条例(仮称)の 骨子(案)

#### 条例の制定の背景

- O 県においては、国内外における新型コロナウイルス感染症の発生を受け令和2年2月3日に「沖縄県内における新型コロナウイルス肺炎患者の発生に備えた危機管理対策本部会議」を開催し、コールセンターの設置、医療提供体制の整備、感染防止策の周知徹底など、地域の実情を踏まえた対応をとってきたところである。
- O 3月26日に政府が新型インフルエンザ等特別措置法(以下「法」という。)に基づく政府対策本部を設置し、本県においても法第22条に基づき沖縄県新型コロナウイルス感染症対策本部を設置した。

県では、国の基本的対処方針を踏まえ、4月22日に「沖縄県新型コロナウイルス 感染症対策に係る実施方針」を定め、医療提供体制の強化、施設の使用停止の要請、 事業活動及び県民に対する支援、県外から県内へ及び県内から県外への渡航自粛等を 講じてきたところであり今後も引き続き対策を実施する必要がある。

O 現在、県内において、感染は落ち着いた状況が継続しているが、引き続き感染拡大期(第二波)の到来に備え、安全安心の島沖縄の確立を目指し長期的に感染症対策を講じることが必要であり、本県におけるこれまでの取組を基に、島嶼県であり隣県等からの応援を求めることが困難という特殊事情を踏まえた、新型コロナウイルス感染症等対策の基本的な考え方や県、県民及び事業者の責務等を明確にするため、本条例を制定する必要がある。

#### 1 目的

この条例は、島嶼県であり医療資源に限りがある本県において、新型コロナウイルス感染症等のまん延が、県民の生命、健康、生活及び経済に重大な影響を及ぼすおそれがあることに鑑み、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「法」という。)に定めるもののほか、新型コロナウイルス感染症等対策について定めることにより、安全安心の島沖縄の確立を目指し、県民の生命及び健康を保護し、県民生活及び県民経済に及ぼす影響を最小とすることを目的に条例を制定する。

#### 2 定義

この条例において、「新型コロナウイルス感染症等」とは、法第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等及び法附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症その他知事が指定する感染症をいう。

#### 3 新型コロナウイルス感染症対策本部の設置

知事は、県内において新型コロナウイルス感染症等のまん延のおそれがあると認める 場合であって、法第 15 条に規定する政府対策本部が設置されていないときは、新型コ ロナウイルス感染症等に関する対策本部(以下「沖縄県対策本部」という。)を設置する。

- (1) 沖縄県対策本部の長は、対策本部長として、知事をもって充てる。
- (2) 沖縄県対策本部に本部員を置き、知事が県の職員のうちから任命する者をもって充てる。
- (3) 沖縄県対策本部に副本部長を置き、前項の本部員のうちから、知事が指名する。
- (4) 沖縄県対策本部長は、必要があると認めるときは、市町村長、国の職員その他県の職員以外の者を対策本部の会議に出席させることができる。
- (5) 沖縄県対策本部は、新型コロナウイルス感染症等対策として実施する施策に係る方針を決定する。
- (6) 沖縄県対策本部は、法第15条に規定する政府対策本部が設置されたときは、法第22 条に基づく都道府県対策本部に移行する。
- (7) 知事は、沖縄県対策本部を設置する必要がなくなったと認めるときは、これを廃止する。

#### 4 県の責務

- (1) 県は、新型コロナウイルス感染症等対策を的確かつ迅速に実施し、及び県の区域において関係機関が実施する新型コロナウイルス感染症等に係る措置を総合的に調整を図るものとする。
- (2) 県は、新型コロナウイルス感染症等対策を実施するに当たっては、国、他の都道府県及び市町村と相互に連携協力し、その的確かつ迅速な実施に万全を期さなければならない。
- (3) 県は、本県区域外からの来訪者に対して、県の実施する新型コロナウイルス感染症等対策への協力を求めなければならない。

#### 5 県民及び事業者の責務

- (1) 県民及び事業者は、新型コロナウイルス感染症等の予防に努めるとともに、新型コロナウイルス感染症等対策に協力するよう努めなければならない。
- (2) 事業者は、新型コロナウイルス感染症等のまん延により生ずる影響を考慮し、その事業の実施に関し、適切な措置を講ずるよう努めなければならない。
- (3) 県民及び事業者は、新型コロナウイルス感染症等の患者、医療従事者、帰国者、本県区域外からの来訪者その他何人に対しても、新型コロナウイルス感染症等にり患していること又はり患しているおそれがあることを理由として、不当な差別的取扱い又は誹謗中傷をしてはならない。

#### 6 方針等についての意見の聴取

沖縄県対策本部長が新型コロナウイルス感染症等対策を決定するにあたっては、必要に応じ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴くものとする。

## 7 県民及び事業者への支援等

- (1) 県は、新型コロナウイルス感染症等対策を実施するに当たって、県民及び事業者に対し、相談体制の充実等必要な支援を行うよう努めるものとする。
- (2) 県は、新型コロナウイルス感染症等対策に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

## 8 施行日

公布の日(予定)